

三月十六日(水)晴

課目(一)實施課目

午前 兵器手入

午後 携帶兵器検査

中隊長歸還

二午後五時五十分 中隊長ハ夏川ヲ伴ヒ二〇一號(山本八幡)ニテ歸還ス

會報

二午後七時中隊會報

一 衛戍地會報中 必要ナル事項

1. 無料ニテ物品ヲ徵發スル者アリ

2. 城内外ニテ 婦女子ニ暴行ヲ加ヘントセシ者アリ

アリ

3. 濫リニ民家ニ立入り 婦女子ヲ探ス者アリ

4. 支那人經營ノ 飲食店ニ立入り 飲食

スル者アリ

5. 新聞配達人ヨリ新聞ヲ奪ハントシタル

者アリ

嚴ニ戒ムヘシ

三次ノ物品ヲ慰安所ニ 置志レアリ 憲兵隊

ニテ保管ス

1. 卷脚絆 一組

2. 十九四五十錢入財布

3. 人力車 經營セケンドス 無料ニテ乘ルヘカラス

4. 慰安所ノ公休日ハ 毎月十五日トス

4. 中隊長ハ 上海出張間 上海第二兵站病院

ニ入院中シアリシ 柴田竹次郎ヲ 見舞ヒタルモ

柴田ハ去ル十二日内地ニ向ヒ 還送セラレタリト事ナリ

5. 獨攻ニ作命 第五大號ヲ受領ス

獨攻ニ作命 第五大號受領

(昭和十二年四月四日陸軍部令)